



1957/1992 年國際海上貨物運送法 2018 年修正

昭和 32 年 6 月 13 日(1957 年)法律第 172 號
最後修正：平成 30 年(2018 年)5 月 25 日

THE INTERNATIONAL CARRIAGE OF GOODS BY SEA ACT, 1992.
as amended by Japanese Commercial Code 2018

Japan COGSA 2018

1992 年 COGSA 日文版

國際海上物品運送法
昭和三十二年六月十三日
法律第百七十二号

2018 年 COGSA 英文版
Act on International Carriage of Goods by
Sea
Act No. 172 of June 13, 1957

2018 年 COGSA 中譯文
國際海上物品運送法
1957 年 6 月 13 日第 172
號法

(適用範囲) 第一條

この法律(第二十条の二を除く。)の規定は船舶による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその使用者の不法行為による損害賠償の責任に適用する。

(適用範囲) 第一条

この法律(第十六條を除く。)の規定は船舶による物品運送で船積港又は陸揚港が本邦外にあるものに、同条の規定は運送人及びその被用者の不法行為による損害賠償の責任に適用する。

(Scope of Application) Article 1

The provisions of this Act (excluding Article 16) apply to carriage of goods by ships for which the port of loading or port of discharge is located outside Japan, and the provisions of that Article apply to the liability of a carrier and its employee to compensate for damage in tort.

適用範囲 第 1 條

(定義) 第二條

1. この法律において「船舶」とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十四条第一項に規定する船舶で、同条第二項の舟以外のものをいう。

2. この法律において「運送人」とは、前条の運送をする船舶所有者、船舶賃借人及び傭船者をいう。

3. この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する傭船者及び荷送人をいう。

4. この法律において「一計算単位」とは、國際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一

(定義) 第二條

1. この法律において「船舶」とは、商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十四条に規定する船舶をいう。

2. この法律において「運送人」とは、前条の運送を引き受ける者をいう。

3. この法律において「荷送人」とは、前条の運送を委託する者をいう。

4. この法律において「一計算単位」とは、國際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権によ

(Definitions) Article 2

1. The term "ship" as used in this Act means a ship prescribed in Article 684 of the Commercial Code (Act No. 48 of 1899).

2. The term "carrier" as used in this Act means a person that undertakes the carriage referred to in the preceding Article.

3. The term "shipper" as used in this Act means a person that entrusts the carriage referred to in the preceding Article.

4. The term one "unit of account" as used in this Act means an amount of money equivalent to one special drawing right, based on the special drawing rights

定義 第 2 條

1. 本法之「船舶」係指商法(1899 年第 48 號法)第 684 條規定之船舶。

2. 本法之「運送人」係指認諾為前條所運送之人。

3. 本法之「託運人」係指委託前條運送之人。

4. 本法之「一記帳單位」係指相當於國際貨幣基金協定第 3 條第 1 項所定義之一特別提款權之



特別引出権に相当する金額をいう。

る一特別引出権に相当する金額をいう。

prescribed in Article 3, paragraph 1 of the Articles of Agreement of the International Monetary Fund.

金額。

(運送品に関する注意義務) (Duty of Care with regard to Goods)

第三条

第三条

Article 3

第3條

- 運送人は、自己又はその使用者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡について注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。
- 前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用者の航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災(運送人の故意又は過失に基づくものを除く。)により生じた損害には、適用しない。

- 運送人は、自己又はその使用者が運送品の受取、船積、積付、運送、保管、荷揚及び引渡について注意を怠つたことにより生じた運送品の滅失、損傷又は延着について、損害賠償の責を負う。
- 前項の規定は、船長、海員、水先人その他運送人の使用者の航行若しくは船舶の取扱に関する行為又は船舶における火災(運送人の故意又は過失に基づくものを除く。)により生じた損害には、適用しない。

1.A carrier is liable to compensate for loss or damage with regard to the loss, damage, or delay of goods caused due to the negligence on the part of the carrier or a person employed thereby in exercising due care in the receipt, loading, stowing, carriage, storage, discharge, and delivery of goods.

2.The provisions of the preceding paragraph do not apply to loss or damage arising from an act performed by a master, crew member, pilot, or any other person employed by a carrier in navigating or handling a ship, or from a fire on a ship (excluding a fire caused due to a carrier's intention or negligence).

1.運送人本人或其使用人於貨物之收受、裝載、堆存、運送、看守、卸載及交付急於注意所致貨物之滅失、毀損或遲延，運送人應負損害賠償之責任。

2.船長、船員、引水人或其他運送人之使用人於航行及船舶管理行為或船上失火(因運送人故意或過失者除外)所生之損害，前項規定不適用之。

第四条

第四条

Article 4

第4條

- 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免かれることができない。

- 運送人は、前条の注意が尽されたことを証明しなければ、同条の責を免かれることができない。

1.A carrier may not be released from the liability referred to in the preceding Article unless the carrier proves that the carrier has exercised due care as referred to in that Article.

2.Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, a carrier is released from the liability referred to in the preceding Article if the carrier proves that any of the following facts exists and that the loss or damage with regard to the goods is one that should have normally arisen from that fact; provided, however, that this does not apply if it is proved that the carrier could have avoided the loss or damage if it had exercised due care as referred to in the preceding Article but did not do so:

- (i)an inherent danger at sea or in any other navigable water area;
- (ii)a natural disaster;
- (iii)a war, riot, or insurrection;
- (iv)an act of piracy or any other equivalent act;
- (v)a seizure by a judicial decision, restrictions in quarantine, or any other disposition by public authority;
- (vi)an act of a shipper or the owner of
- (i)海上或其他航行水道之風險；
- (ii)天災；
- (iii)戰爭行為、暴動或民變；
- (iv)海盜行為及其他準海盜之行為；
- (v)裁判上之扣押、檢疫限制及其他依公權力之處分；
- (vi)託運人或貨物所有

- 一、海上その他可航水域に特有の危険
- 二、天災
- 三、戦争、暴動又は内乱
- 四、海賊行為その他これに準ずる行為
- 五、裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分
- 六、荷送人若しくは運送品

- 一、海上その他可航水域に特有の危険
- 二、天災
- 三、戦争、暴動又は内乱
- 四、海賊行為その他これに準ずる行為
- 五、裁判上の差押、検疫上の制限その他公権力による処分
- 六、荷送人若しくは運送品



の所有者又はその使 用する者の行為	品の所有者又はその 使用する者の行為	goods, or a person employed thereby;	人或其使用人之行 為。
七、同盟罷業、怠業、作業 所閉鎖その他の争議 行為	七、同盟罷業、怠業、作 業所閉鎖その他の争 議行為	(vii)a strike, lockout, shutdown, or any other act of dispute;	(vii)罷工、停工、閉廠或 其他勞工爭議行為；
八、海上における人命若し くは財産の救助行為 又はそのためにする 離路若しくはその他 の正当な理由に基く 離路	八、海上における人命若 しくは財産の救助行 為又はそのためにす る離路若しくはその 他の正当な理由に基 く離路	(viii)an act of saving life or property at sea or deviation to perform such act, or any other reasonable deviation;	(viii)海上救助或意圖海 上救助人命或財 產，或其他正當理由 之偏航；
九、運送品の特殊な性質又 は隠れた欠陥	九、運送品の特殊な性質 又は隠れた欠陥	(ix)a special nature of or hidden defects in goods;	(ix)貨物之特殊性或固 有瑕疵；
十、運送品の荷造又は記号 の表示の不完全	十、運送品の荷造又は記 号の表示の不完全	(x)insufficient packaging or indication of marks of goods; and	(x)貨物包裝不固或標誌 不足或不符；
十一、起重機その他これに 準ずる施設の隠れた 欠陥	十一、起重機その他これ に準ずる施設の隠れ た欠陥	(xi)hidden defects in a crane or any other equivalent facility.	(xi)起重機或其他類似 設施之隱有瑕疵。
3.前項の規定は、第九条の規 定の適用を妨げない。	3.前項の規定は、商法第七 百六十条の規定の適用を 妨げない。	3.The provisions of the preceding paragraph do not preclude the application of Article 760 of the Commercial Code.	3.前項規定不妨礙商法第 760條規定之適用。

(航海に堪える能力に関する注意義務) 第五条	(航海に堪える能力に関する注意義務) 第五条	Article 5	船舶適航能力之注意義務 第5條
1.運送人は、自己又はその使 用する者が発航の当時次 の事項につき注意を怠つ たことにより生じた運送 品の滅失、損傷又は延着に ついて、損害賠償の責を負 う。	運送人は、発航の当時次 に掲げる事項を欠いたこと により生じた運送品の滅 失、損傷又は延着につい て、損害賠償の責任を負 う。ただし、運送人が自己 及びその使用者者がそ の当時当該事項について 注意を怠らなかつたこと を証明したときは、この限 りでない。	A carrier is liable to compensate for loss or damage with regard to the loss, damage, or delay of goods caused due to the failure to satisfy the following requirements at the time of the departure of the ship;provided, however, that this does not apply if the carrier proves that the carrier and a person employed thereby did not neglect to exercise due care in satisfying the requirements at that time:	運送人於發航時因欠缺下 列事項所致生之貨物滅 失、毀損及遲延，負損害 賠償責任。但運送人能證 明其本人或其使用人當時 未怠於下列事項之注意義 務，不在此限：
一、船舶を航海に堪える状 態におくこと。 二、船員を乗組ませ、船 舶を艤装し、及び需品 を補給すること。 三、船倉、冷蔵室その他運 送品を積み込む場所 を運送品の受入、運送 及び保存に適する状 態におくこと。	一、船舶を航海に堪える 状態に置くこと。 二、船員の乗組み、船舶 の艤装及び需品の 補給を適切に行うこと。 三、船倉、冷蔵室その他 運送品を積み込む 場所を運送品の受 入れ、運送及び保存 に適する状態に置 くこと。	(i)making the ship seaworthy; (ii)properly manning, equipping, and supplying the ship; and (iii)making the holds, refrigerating and cool chambers, and all other parts of the ship in which goods are carried, fit and safe for their receipt, carriage and preservation.	(i)使船舶具適航能力之狀 態。 (ii)配置適當的船員、船舶 艤裝及必需品之補給 及供應。 (iii)船艙、冷藏室及其他供 載運貨物的處所適於 貨物之受載、運送及保 存。

(船荷証券の交付義務) 第六条

1.運送人、船長又は運送人の



代理人は、荷送人の請求により、運送品の船積後遅滞なく、船積があつた旨を記載した船荷証券(以下「船積船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積前においても、その受取後は、荷送人の請求により、受取があつた旨を記載した船荷証券(以下「受取船荷証券」という。)の一通又は数通を交付しなければならない。

2.受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換でなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。

(船荷証券の作成)

第七条

1.船荷証券には、次の事項(受取船荷証券については、第七号及び第八号の事項を除く。)を記載し、運送人、船長又は運送人の代理人が署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一、運送品の種類
- 二、運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号
- 三、外部から認められる運送品の状態
- 四、荷送人の氏名又は商号
- 五、荷受人の氏名又は商号
- 六、運送人の氏名又は商号
- 七、船舶の名称及び国籍
- 八、船積港及び船積の年月
　　日
- 九、陸揚港
- 十、運送費
- 十一、数通の船荷証券を作つたときは、その数
- 十二、作成地及び作成の年月日

2.受取船荷証券と引換に船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積があつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合には、前項第七号及び第八号の事項をも記載しなければならない。



(荷送人の通告) 第八条

- 前条第一項第一号及び第二号の事項は、その事項につき荷送人の書面による通告があつたときは、その通告に従つて記載しなければならない。
- 前項の規定は、同項の通告が正確でないと信すべき正当な理由がある場合及び同項の通告が正確であることを確認する適當な方法がない場合には、適用しない。運送品の記号について、運送品又はその容器若しくは包装に航海の終了の時まで判読に堪える表示がされていない場合も、また同様とする。
- 荷送人は、運送人に対し、第一項の通告が正確であることを担保する。

(船荷証券の不実記載) 第九条

運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもつて善意の船荷証券所持人に対抗することができない。

(準用規定) 第十条

商法第五百七十三条 から第五百七十五条 まで、第五百八十四条及び第七百七十条 から第七百七十五条までの規定は、この法律による船荷証券に準用する。

(危険物の処分) 第十一條

- 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、何時でも、陸揚し、破壊し、又は無害にことができる。
- 前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(危険物の処分) 第六条

- 引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長及び運送人の代理人がその性質を知らなかつたものは、いつでも、陸揚げし、破壊し、又は無害にことができる。
- 前項の規定は、運送人の荷送人に対する損害賠償の請求を妨げない。

(Handling of Dangerous Goods) Article 6

- Goods of an inflammable, explosive or otherwise dangerous nature of which a carrier, master, and an agent of a carrier had no knowledge at the time of loading may be discharged, destroyed or rendered innocuous at any time.
- The provisions of the preceding paragraph do not preclude a carrier from claiming compensation against a shipper for loss or damage.

危険品之處置 第6條

- 貨物具有易燃性、易爆性或其他危險性，而為運送人、船長或運送人之代理人於裝船時所不知悉者，運送人得隨時將其卸載、毀滅或使之無害。

- 前項規定不妨礙運送人對託運人之損害賠償請求之權利。



- | | | | |
|---|--|--|---|
| 3.引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知っていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、陸揚し、破壊し、又は無害にすることができる。 | 3.引火性、爆発性その他の危険性を有する運送品で、船積の際運送人、船長又は運送人の代理人がその性質を知っていたものは、船舶又は積荷に危害を及ぼすおそれが生じたときは、 陸揚げ 、
破壊し、又は無害にすることができる。 | 3.Goods of an inflammable, explosive or otherwise dangerous nature of which a carrier, master, and an agent of a carrier had knowledge at the time of loading may be discharged, destroyed, or rendered innocuous when the goods are likely to harm the ship or cargo. | 3.貨物具有易燃性、易爆性或危險性，而為運送人、船長或運送人之代理人於裝船當時已知悉者，如對船舶或貨載有危險之虞時，得將其卸載、毀滅，或使之無害。 |
| 4.運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、賠償の責を負わない。 | 4.運送人は、第一項又は前項の処分により当該運送品につき生じた損害については、 賠償の責任 を負わない。 | 4.A carrier is not liable to compensate for loss or damage caused to the goods due to the handling referred to in paragraph 1 or the preceding paragraph. | 4.運送人依第1項或前項所為處置所致貨物之損害，運送人不負賠償責任。 |

**(荷受人等の通知義務)
第十二条**

- 荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に對しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。
- 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。
- 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。
- 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑があるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えるなければならない。

**(損害賠償の額)
第十二条の二**

- 運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時ににおける運送品の市場価格(商品取引所の相場のある物品については、その相場)によつて定

**(荷受人等の通知義務)
第七条**

- 荷受人又は船荷証券所持人は、運送品の一部滅失又は損傷があつたときは、受取の際運送人に對しその滅失又は損傷の概況につき書面による通知を発しなければならない。ただし、その滅失又は損傷が直ちに発見することができないものであるときは、受取の日から三日以内にその通知を発すれば足りる。
- 前項の通知がなかつたときは、運送品は、滅失及び損傷がなく引き渡されたものと推定する。
- 前二項の規定は、運送品の状態が引渡しの際当事者の立会によつて確認された場合には、適用しない。
- 運送品につき滅失又は損傷が生じている疑いがあるときは、運送人と荷受人又は船荷証券所持人とは、相互に、運送品の点検のため必要な便宜を与えるなければならない。

**(Consignee's Obligation to Notify)
Article 7**

- If goods are partially lost or damaged, a consignee or the holder of a bill of lading must, at the time of receipt, issue notice in writing to the carrier with regard to the overview of the loss or damage; provided, however, that if the loss or damage is one that cannot be immediately discovered, it is sufficient to issue said notice within three days from the date of receipt.
- If notice referred to in the preceding paragraph is not issued, it is presumed that the goods are delivered without any loss or damage.
- The provisions of the preceding two paragraphs do not apply if the condition of the goods is confirmed at the time of delivery with the attendance of the parties.
- If the goods are suspected of being lost or damaged, the carrier and the shipper or the holder of a bill of lading must provide each other with accommodation necessary to inspect the goods.

**受貨人等之通知義務
第7條**

- 貨物一部滅失或毀損時，受貨人或載貨證券持有人於受領貨物時，應將滅失或毀損之概況，以書面通知運送人。但滅失或毀損無法立即發現者，應於受領之日起三日內為此通知。
- 未依前項通知者，推定貨物於交付時無滅失或毀損。
- 貨物交付時，經當事人會合確認時，前二項規定不適用。
- 貨物之滅失或毀損有疑義時，運送人、受貨人或載貨證券持有人相互間，應給予檢查貨物之必要便利。

**(損害賠償の額)
第八条**

- 運送品に関する損害賠償の額は、荷揚げされるべき地及び時ににおける運送品の市場価格(取引所の相場のある物品については、その相場)によつて定

**(Amount of Compensation for Loss or Damage)
Article 8**

- The amount of compensation for loss or damage with regard to goods is determined by the market price of the goods (or by the quotations if there are quotations on an exchange of the goods) at the place and time at which the goods

- 貨物之損害賠償金額依貨物應卸載地時之市場價格(依有交易價格之貨物，依此價格)定之。但如無該市場價格，則依卸載地時同種類同品



める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める。

2.商法第五百八十条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

める。ただし、市場価格がないときは、その地及び時における同種類で同一の品質の物品の正常な価格によって定める。

2.商法第五百七十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

should be discharged; provided, however, that if there is no market price, it is determined by the normal price of goods of the same type and with the same quality at that place and time.

2. The provisions of Article 576, paragraph 2 of the Commercial Code apply mutatis mutandis to the case referred to in the preceding paragraph.

質之貨品一般價格確定之。

(責任の限度) 第十三条

1.運送品に関する運送人の責任は、一包又は一単位につき、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

一、計算単位の六百六十六・六七倍の金額

二、滅失、損傷又は延着に係る運送品の総重量について一千グラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額

2.前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。

3.運送品がコンテナー、パレットその他これらに類する輸送用器具(以下この項において「コンテナー等」という。)を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券に記載されているときを除き、コンテナー等の数を包又は単位の数とみなす。

4.運送品に関する運送人の使用者の責任が、第二十条の二第二項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の使用者が損害を賠償したときは、前三項の規定による

(責任の限度) 第九条

1.運送品に関する運送人の責任は、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を限度とする。

一、滅失、損傷又は延着に係る運送品の包又は単位の数に一計算単位の六百六十六・六七倍を乗じて得た金額

二、前号の運送品の総重量について一千グラムにつき一計算単位の二倍を乗じて得た金額

2.前項各号の一計算単位は、運送人が運送品に関する損害を賠償する日において公表されている最終のものとする。

3.運送品がコンテナー、パレットその他これらに類する輸送用器具(以下この項において「コンテナー等」という。)を用いて運送される場合における第一項の規定の適用については、その運送品の包若しくは個品の数又は容積若しくは重量が船荷証券又は海上運送状に記載されているときを除き、コンテナー等の数を包又は単位の数とみなす。

4.運送品に関する運送人の使用者の責任が、第十六条第三項の規定により、同条第一項において準用する前三項の規定により運送人の責任が軽減される限度で軽減される場合において、運送人の使用者が損害を賠償したときは、前三項の規定による

(Liability Limits) Article 9

1.The liability of a carrier with regard to goods is limited to the larger of the following amounts:

(i)an amount calculated by multiplying the number of packages or units of the goods lost, damaged or delayed, by 666.67 units of account; or

(ii)an amount calculated by multiplying the total weight of the goods referred to in the preceding item by two units of account, per kilogram.

2.The unit of account referred to in the items of the preceding paragraph is the last one publicized on the date on which the carrier compensates for the loss or damage with regard to the goods.

3.If goods are carried using containers, pallets, or any other similar transport tools (hereinafter referred to as "containers, etc." in this paragraph), with regard to the application of the provisions of paragraph 1, the number of containers, etc. is deemed to be the number of packages or units of the goods, except when the number of packages or units of the goods or the volume or weight of the goods is entered in a bill of lading or sea waybill.

4.If the liability of an employee of a carrier with regard to the goods is reduced pursuant to the provisions of Article 16, paragraph 3 to the extent that the carrier's liability is reduced pursuant to the provisions of the preceding three paragraphs as applied mutatis mutandis pursuant to paragraph 1 of that Article, and the carrier's employee compensates for loss or damage, the carrier's liability

1.運送人有關貨物之責任，以下列兩款金額較高者為限：

(i)滅失、毀損或遲延之貨物之包裝件數或單位乘以 666.67 計算單位所得之金額；

(ii)前款貨物之毛重，每公斤 2 記帳單位所得之金額。

2.前項各款規定之記帳單位依運送人貨物損害賠償之日最後發佈之數額。

3.貨物以貨櫃、墊板或其他類似運輸載具(本項以下稱"貨櫃等")運送，適用第1項規定時，除貨物包裝或個品數量、材積或重量已載明於載貨證券或海運單外，貨櫃等之數量視為貨物包裝或單位之數量。

4.運送人之受雇人之貨物責任，依第16條第3項之規定，於同條第1項準用第3項規定，運送人得減輕責任限度內減輕責任，且運送人之受雇人已支付損害賠償額時，依前3項規定之運送人責任額應扣除該數額。



る運送品に関する運送人の責任は、運送人の使用する者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。

5.前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。

6.前項の場合において、荷送人が実価を著しくこえる価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責を負わない。

7.第五項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。

8.前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

運送品に関する運送人の責任は、運送人の被用者が賠償した金額の限度において、更に軽減される。

5.前各項の規定は、運送品の種類及び価額が、運送の委託の際荷送人により通告され、かつ、船荷証券が交付されるときは、船荷証券に記載されている場合には、適用しない。

6.前項の場合において、荷送人が実価を著しく超える価額を故意に通告したときは、運送人は、運送品に関する損害については、賠償の責任を負わない。

7.第五項の場合において、荷送人が実価より著しく低い価額を故意に通告したときは、その価額は、運送品に関する損害については、運送品の価額とみなす。

8.前二項の規定は、運送人に悪意があつた場合には、適用しない。

with regard to the goods under the provisions of the preceding three paragraphs is further reduced up to the amount compensated for by the carrier's employee.

(5)The provisions of the preceding paragraphs do not apply if the type and value of the goods are entered in a bill of lading, on condition that the shipper notifies a carrier of the type and value at the time of entrustment of carriage, and that the bill of lading is delivered thereto.

(6)In the case referred to in the preceding paragraph, if the shipper intentionally notifies a carrier of a value that is significantly higher than the real value of the goods, the carrier is not liable for loss or damage with regard to the goods.

(7)In the case referred to in paragraph (5), if the shipper intentionally notifies a carrier of a value that is significantly lower than the real value of the goods, that value is deemed to be the value of the goods in connection with the loss or damage with regard to the goods.

(8)The provisions of the preceding two paragraphs do not apply if the carrier has knowledge of the real value of the goods.

(5)託運人委託運送時，業已聲明貨物之種類及價額，並載明於已簽發之載貨證券時，前數項規定不適用。

(6)於前項規定之情況下，如託運人故意高報價額時，運送人不負貨物損害賠償之責任。

(7)於第5項之情況下，如託運人故意低報價額時，有關貨物之損害，該聲明之價額視為貨物之價額。

(8)前二項規定，運送人惡意時，不適用之。

(損害賠償の額及び責任の限度の特例) 第十三条の二

(損害賠償の額及び責任の限度の特例) 第十条

(Special Provisions for Amount of Compensation and Liability Limits) Article 10

損害賠償金額及責任限額之除外 第10條

運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第十二条の二及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責めを負う。

運送人は、運送品に関する損害が、自己の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、第八条及び前条第一項から第四項までの規定にかかわらず、一切の損害を賠償する責任を負う。

Notwithstanding the provisions of Article 8 and paragraphs 1 through 4 of the preceding Article, if the loss or damage with regard to goods has resulted from an act of a carrier done with intent to cause loss or damage, or recklessly and with knowledge that loss or damage would probably result, the carrier is liable to compensate for all loss or damage.

即使有第8條及前條第1至4項之規定，如貨物之損害係因運送人故意或明知可能發生而魯莽使其發生時，運送人應負責一切損害賠償之責。

第十四条(責任の消滅)

- 1.運送品に関する運送人の責任は、運送品が引き渡された日(全部滅失の場合は、引き渡されるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないとときは、消滅する。
- 2.前項の期間は、運送品に関する損害が発生した後に



限り、合意により、延長することができる。

- 3.運送人が更に第三者に対して運送を委託した場合における運送品に関する第三者の責任は、運送人が、第一項の期間内に、損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた場合においては、同項の期間(前項の規定により第一項の期間が運送人と当該第三者との合意により延長された場合にあっては、その延長後の期間)が満了した後にあっても、運送人が損害を賠償し、又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日までは、消滅しない。

(特約禁止)
第十五条

(特約禁止)
第十一條

(Prohibition of Special Agreement)
Article 11

特約之禁止
第 11 條

1.第三条から第五条まで、第八条、第九条又は第十二条から前条までの規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によって生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、また同様とする。

2.前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3.第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害には、適用しない。

4.前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。

1.第三条から第五条まで若しくは第七条から前条まで又は商法第五百八十五条、第七百五十九条若しくは第七百六十条の規定に反する特約で、荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に不利益なものは、無効とする。運送品の保険契約によって生ずる権利を運送人に譲渡する契約その他これに類似する契約も、同様とする。

2.前項の規定は、運送人に不利益な特約をすることを妨げない。この場合には、荷送人は、船荷証券にその特約を記載すべきことを請求することができる。

3.第一項の規定は、運送品の船積前又は荷揚後の事実により生じた損害には、適用しない。

4.前項の損害につき第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。

1.Any special agreement that is incompatible with the provisions of Articles 3 through 5 or Article 7 through the preceding Article of this Act or the provisions of Article 585, 759, or 760 of the Commercial Code, and disadvantageous to a shipper, consignee, or the holder of a bill of lading is void. The same applies to a contract for transferring the rights arising from an insurance contract for goods to a carrier, or any other similar contract.

2.The provisions of the preceding paragraph do not preclude any special agreement that is disadvantageous to a carrier. In this case, a shipper may demand that the special agreement be entered in a bill of lading.

3.The provisions of paragraph 1 do not apply to any loss or damage arising from a fact that arises before the loading or after the discharge of the goods.

4.If a special agreement referred to in paragraph 1 is made with regard to the loss or damage referred to in the preceding paragraph, and the special agreement is not entered in a bill of lading, a carrier may not assert the special agreement against the holder of the bill of lading.

1.任何違反第 3 至 第 5 條或商法第 585、759 或 760 之規定，為不利於託運人、受貨人或載貨證券之持有人之約定，不生效力。貨物保險契約利益歸於運送人或類似之約定亦無效。

2.前項規定不妨礙對運送人更不利之約定。於此情況下，託運人得請求應於載貨證券上載明該約定。

3.第 1 項規定，於貨物裝載前或卸載後之事實所生之毀損，不適用之。

4.前項損害有第 1 項之約定，但該約定未載明於載貨證券時，運送人不得以此約定對抗載貨證券持有人。



(特約禁止の特例)

第十六条

前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

(特約禁止の特例)

第十二条

前条第一項の規定は、船舶の全部又は一部を運送契約の目的とする場合には、適用しない。ただし、運送人と船荷証券所持人との関係については、この限りでない。

(Special Provisions for Prohibition of Special Agreement)

Article 12

第 12 條

The provisions of paragraph 1 of the preceding Article do not apply if the whole or part of a ship is the subject matter of a contract of carriage; provided, however, that this does not apply to the relationship between a carrier and the holder of a bill of lading.

第十七条

前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に準用する。

第十三条

前条の規定は、運送品の特殊な性質若しくは状態又は運送が行われる特殊な事情により、運送品に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送に準用する。

Article 13

第 13 條

The provisions of the preceding Article apply mutatis mutandis to a carriage for which it is found to be appropriate to release a carrier from the liability with regard to the goods or reduce such liability of a carrier due to the special nature or condition of the goods or the special circumstances where the carriage is conducted.

第十八条

1. 第十五条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積の運送には、適用しない。
2. 前項の運送につき第十五条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積の運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、また同様とする。

第十四条

1. 第十一条第一項の規定は、生動物の運送及び甲板積みの運送には、適用しない。
2. 前項の運送につき第十一
一条第一項の特約がされた場合において、その特約が船荷証券に記載されていないときは、運送人は、その特約をもつて船荷証券所持人に対抗することができない。甲板積みの運送につきその旨が船荷証券に記載されていないときも、同様とする。

Article 14

第 14 條

1. The provisions of Article 11, paragraph 1 do not apply to a carriage of live animals or carriage of goods loaded on the deck.
2. If a special agreement referred to in Article 11, paragraph 1 is made with regard to the carriage referred to in the preceding paragraph, and the special agreement is not entered in a bill of lading, a carrier may not assert the special agreement against the holder of the bill of lading. The same applies to a carriage of goods loaded on the deck if this is not entered in a bill of lading.

**(船舶先取特権)
第十九条**

1. 船舶の全部又は一部を運送契約の目的とした場合において、傭船者が更に第三者と運送契約をしたときは、運送品に関する損害で、船長の職務に属する範囲内において生じたものについて、賠償を請求することができる者は、その債権につき船舶及びその属具の上に先取特権を有する。



- 2.前項の先取特権は、商法第八百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。
- 3.商法第八百四十四条第二項及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権に準用する。

(商法の適用等)
第二十条

(商法の適用)
第十五条

(Application of the Commercial Code)
Article 15

商法典等之適用
第15條

- 1.第一条の運送には、商法第七百三十八条、第七百三十九条、第七百五十九条及び第七百六十六条から第七百七十六条までの規定を除く外、同法を適用する。
- 2.商法第五百七十六条、第五百七十八条、第五百七十九条、第五百八十二条及び第五百八十三条の規定は、第一条の運送に準用する。
- 第一条の運送には、商法第五百七十五条、第五百七十六条、第五百八十四条、第五百八十七条、第五百八十八条、第七百三十九条第一項(同法第七百五十六条第一項において準用する場合を含む。)及び第二項、第七百五十六条第二項並びに第七百六十九条の規定を除き、同法第二編第八章第二節及び第三編第三章の規定を適用する。

With regard to the carriage referred to in Article 1, the provisions of Part II, Chapter VIII, Section 2, and Part III, Chapter III of the Commercial Code apply, except for the provisions of Article 575, Article 576, Article 584, Article 587, Article 588, Article 739, paragraph 1 (including as applied mutatis mutandis pursuant to Article 756, paragraph 1 of that Code) and paragraph 2, Article 756, paragraph 2, and Article 769 of that Code.

除商法第575、576、584、587、588、739條第1項(包括於同法第756條第1項準用時)及第2項、756條第2項及769條之規定外，同法第二編第八章第二節及第三編第三章之規定，於第1條之運送，適用之。

(運送人等の不法行為責
任)
第二十条の二

(運送人等の不法行為責
任)
第十六条

(Tort Liability of Carrier)
Article 16

運送人等侵權行為責任
第17條

- 1.第三条第二項、第十一條第四項及び第十二条の二から第十四条まで並びに前条第二項において準用する商法第五百七十八条の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十五条第一項本文及び商法第六百九十条(同法第七百四条第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。)」と読み替えるものとする。
- 2.前項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する

- 1.第三条第二項、第六条第四項及び第八条から第十条まで並びに商法第五百七十七条及び第五百八十五条の規定は、運送品に関する運送人の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任に準用する。この場合において、第三条第二項中「前項」とあるのは、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百五十五条第一項本文及び商法第六百九十条(同法第七百四条第一項の規定により船舶賃借人が船舶所有者と同一の権利義務を有することとされる場合を含む。)」と読み替えるものとする。
- 2.前項の規定は、荷受人があらかじめ荷送人の委託による運送を拒んでいたにもかかわらず荷送人から運送を引き受けた運送人の荷受人に対する責任

1.The provisions of Article 3, paragraph 2, Article 6, paragraph 4, and Articles 8 through 10 of this Act and Articles 577 and 585 of the Commercial Code apply mutatis mutandis to the liability of a carrier toward a shipper, consignee, or the holder of a bill of lading to compensate for damage in tort with regard to goods. In this case, the term "the preceding paragraph" in Article 3, paragraph 2 is deemed to be replaced with "the main clause of Article 715, paragraph 1 of the Civil Code (Act No. 89 of 1896) and Article 690 of the Commercial Code (including the case where a ship lessee is deemed to have the same rights and obligations as the shipowner pursuant to the provisions of Article 703, paragraph 1 of the Commercial Code)."

1.第3條第2項、第6條第4項、第8條至第10條，以及商法地577條及第580條之規定，於運送人對於託運人、受貨人或載貨證券持有人之侵權行為責任，準用之。第3條第2項之『前項』以『民法(1896年第89號法)第715條第1項本文及商法第690條(包括依同法第703條第1項之規定，船舶租傭船人與船舶所有人有同一權利義務時)』取代之。

2.The provisions of the preceding paragraph do not apply to the liability of a carrier toward a consignee if the carrier undertakes carriage of goods from a shipper, notwithstanding that the consignee has in advance refused

2.前項規定，於儘管受貨人事先拒絕託運人委託之運送，仍接受託運人委託運送之運送人對受貨人之責任，不適用。



る運送人の使用する者の
荷送人、荷受人又は船荷証
券所持人に対する不法行
為による損害賠償の責任
も、免除され、又は軽減さ
れる。

3.第四条第二項及び第三項の規定は、運送品に関する運送人の使用する船長の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任について商法第七百五条の規定の適用がある場合に準用する。この場合において、第四条第二項中「運送人」とあるのは「船長」と、「前項」とあるのは「商法第七百五条」と、「前条」とあるのは「同条」と読み替えるものとする。

4.第十三条第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定(第一項において準用する場合を含む。)により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の使用する者の責任に準用する。

5.前三項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の使用する者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときには、適用しない。

には、適用しない。

carriage of goods on entrustment by the shipper.

3.第一項の規定により運送品に関する運送人の責任が免除され、又は軽減される場合には、その責任が免除され、又は軽減される限度において、当該運送品に関する運送人の被用者の荷送人、荷受人又は船荷証券所持人に対する不法行為による損害賠償の責任も、免除され、又は軽減される。

4.第九条第四項の規定は、運送品に関する運送人の責任が同条第一項から第三項までの規定(第一項において準用する場合を含む。)により軽減される場合において、運送人が損害を賠償したときの、運送品に関する運送人の被用者の責任に準用する。

5.前二項の規定は、運送品に関する損害が、運送人の被用者の故意により、又は損害の発生のおそれがあることを認識しながらしたその者の無謀な行為により生じたものであるときには、適用しない。

3.If a carrier is granted release from or reduction of the liability with regard to goods pursuant to the provisions of paragraph 1, an employee of the carrier is also granted release from or reduction of the liability toward a shipper, consignee, or the holder of a bill of lading to compensate for damage in tort with regard to the goods, to the extent of the release from or reduction of the carrier's liability.

4.The provisions of Article 9, paragraph 4 apply mutatis mutandis to the liability of an employee of a carrier with regard to goods if the carrier compensates for loss or damage in the case where the carrier's liability with regard to goods is reduced pursuant to paragraphs 1 through 3 of that Article (including as applied mutatis mutandis pursuant to paragraph 1 of this Article).

5.The provisions of the preceding two paragraphs do not apply if the loss or damage with regard to goods resulted from an act of an employee of a carrier done with intent to cause loss or damage, or recklessly and with knowledge that loss or damage would probably result.

3.依第1項規定、免除或減輕運送人之貨物責任時、運送人之受雇人對託運人、受貨人或載貨證券持有人有關貨物毀損之侵權行為責任、於該免除或減輕之範圍內、同予免除或減輕。

4.第9條第4項之規定，於運送人之貨損責任依同條第1項至第3項規定(包括於第1項準用之情況)為減輕，而運送人業已賠償時，運送人之受僱人之責任，準用之。

5.前兩項之規定，於貨物損害係因運送人之使用人之故意或明知可能發生而魯莽使其發生者，不適用之。

(郵便物の運送) 第二十一条

この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

(郵便物の運送) 第十七条

この法律は、郵便物の運送には、適用しない。

(Carriage of Postal Items) Article 17

This Act does not apply to a carriage of postal items.

郵件寄送 第17條

本法不適用於郵件之寄送。

附 則

1.この法律は、千九百二十四年八月二十五日にブラツセルで署名された船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日=昭和三三年一月一日)

Supplementary Provisions

1.This Act comes into effect as of the date on which the International Convention for the Unification of Certain Rules of Law relating to Bills of Lading signed in Brussels on August 25, 1924, takes effect in Japan.

Japan COGSA_2018_12

附則

1.本法自 1924 年 8 月 25 日於布魯塞爾簽署的統一某些載貨證券規則國際公約對日本生效之日起生效。

(生效日期為 1933 年 1 月 1 日)



- 2.この法律は、この法律の施行前に締結された運送契約には、適用しない。
2.This Act does not apply to a contract of carriage concluded before this Act comes into effect.

附 則

(昭和五十年十二月二十七日法律第九十四号)(抄)

Supplementary Provisions

[Act No. 94 of December 27, 1975
Extract][Extract]

附則

(1975年12月27日第94號法)(摘錄)

(施行期日等)

1.この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日＝昭和五一年九月一日)

2.この法律は、この法律の施行前に発生した事故により生じた損害に基づく債権については適用せず、この法律の施行前に生じた債権及びこの法律の施行前に発生した事故によりこの法律の施行後に生じた損害に基づく債権については、なお従前の例による。

(Effective date)

1.This Act comes into effect as of the date on which the International Convention relating to the Limitation of the Liability of Owners of Sea-going Ship takes effect in Japan.

(Effective date: September 1, 1976)

2.This Act does not apply to claims based on the loss or damage arising from an accident that has occurred before this Act comes into effect, and prior laws continue to govern claims arising before this Act comes into effect and claims based on loss or damage that arises after this Act comes into effect from an accident that has occurred before this Act comes into effect.

生效日期等

1.本法自海船船舶所有人責任限制國際公約對日本生效之日起生效。

(生效日期為 1981 年 9 月 1 日)

2.因本法施行前發生之事故所造成之損害賠償，不適用本法，但本法施行前發生之求償及本法施行前所生之事故所引起的求償，適用本法，本法實施後之損害賠償，仍適用前項規定。

附 則

(平成四年六月三日法律第六十九号)

附 則

(平成四年六月三日法律第六十九号)

Supplementary Provisions

[Act No. 69 of June 3, 1992]

附則

(1992年6月3日第69號法)

1.この法律は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

1.この法律は、千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関するある規則の統一のための国際条約を改正する議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(効力を生ずる日＝平成五年六月一日)

2.この法律の施行前に締結された運送契約並びにその契約に係る運送品に関する運送人及びその使用者の不法行為による損害賠償の責任に関しては、なお従前の例による。

2.この法律の施行前に締結された運送契約並びにその契約に係る運送品に関する運送人及びその使用者の不法行為による損害賠償の責任に関しては、なお従前の例による。

1.This Act comes into effect as of the date on which the Protocol Amending the International Convention for the Unification of Certain Rules of Law relating to Bills of Lading, August 25, 1924, as amended by the Protocol of February 23, 1968, takes effect in Japan.

(Effective date: June 1, 1993)

(生效日期為 1993 年 6 月 1 日)

2.Prior laws continue to govern contracts of carriage concluded before this Act comes into effect and the liability of carriers and their employees to compensate for damage in tort with regard to goods under these contracts of carriage.

附 則

(2018年5月25日第29號法)(摘錄)

(生效日)

第1條 本法自公布日起一年內依內閣命令所指定的之日起實施。但附則第50及52條之規定，自公布日起實施。

附 則

(平成三十年五月二十五日法律第二十九号)(抄)

(施行期日)

第一条この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条

Supplementary Provisions

[Act No. 29 of May 25, 2018
Extract][Extract]

(Effective date)

Article 1 This Act comes into effect as of the day specified by Cabinet Order within a period not exceeding one year from the date of promulgation; provided, however, that the provisions of Articles 50 and 52 of



及び第五十二条の規定
は、公布の日から施行す
る。

(船舶先取特権に関する経
過措置)

第十六条施行日前に船舶
(製造中の船舶を含む。)、
その属具及び受領してい
ない運送貨に關し国税徵
収法(昭和三十四年法律第
百四十七号)第二条第十二
号に規定する強制換価手
続、再生手続、更生手続又
は特別清算手続が開始さ
れた場合における旧商法
第八百四十二条の先取特
権又は第二条の規定によ
る改正前の国際海上物品
運送法第十九条第一項の
先取特権の効力及び順位
については、なお従前の例
による。

(政令への委任)

第五十二条この附則に規
定するもののほか、この法
律の施行に關し必要な経
過措置は、政令で定める。

the Supplementary Provisions come into
effect as of the date of promulgation.

(Transitional Measures
Concerning
Statutory Lien on Ship)

Article 16 Prior laws continue to govern
the effects and order of priority of the
statutory liens referred to in Article 842 of
the former Commercial Code or the
statutory liens referred to in Article 19,
paragraph 1 of the Act on International
Carriage of Goods by Sea prior to
amendment by the provisions of Article 2
in cases where the compulsory selling-out
procedure prescribed in Article 2, item (xii)
of the National Tax Collection Act (Act
No. 147 of 1959), rehabilitation
proceedings, reorganization proceedings,
or special liquidation proceedings
commence before the effective date with
regard to ships (including ships under
construction) and their equipment, and
goods yet to be received.

(Delegation to Cabinet Order)

Article 52 Beyond what is provided for in
these Supplementary Provisions, Cabinet
Order prescribes necessary transitional
measures concerning the enforcement of
this Act.

(有關船舶法定留置權之
過渡措施)

第 16 條 國稅徵收法(1959
年第 147 號法)第 2 條、第
2 條規定船舶(包括建造中
的船舶)及其財務及於實
施日前尚未收取的運費。
舊商法第 842 條所規定之
修訂或第 2 條規定之留置
權於第 12 款規定之強制
出售程序、復原程序、重
整程序或特別清算程序啟
動時。第 19 條第 1 項規定
之留置權之效力及順序仍
依先前規定為執行。

(内閣命令之授權)

第 52 條 除本附則規定
外，本法實施所需之過渡
措施，依内閣命令規定。